

第30号議案

加東市有害図書類及び有害玩具類等自動販売機設置の規制に関する条例の一部を改正する条例制定の件

加東市有害図書類及び有害玩具類等自動販売機設置の規制に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月4日提出

加東市長 岩 根 正

加東市条例第 号

加東市有害図書類及び有害玩具類等自動販売機設置の規制に関する条例の一部を改正する条例

加東市有害図書類及び有害玩具類等自動販売機設置の規制に関する条例（平成18年加東市条例第101号）の一部を次のように改正する。

次の表により、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。
- (2) 改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分で、改正後の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改 正 前	改 正 後
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

<p>(1) 青少年 18歳未満の者（法律により<u>成年に達したものとみなされる者及び成年者</u>と同一の<u>能力</u>を有する者を除く。）をいう。</p> <p>(2)～(5) [略]</p>	<p>(1) 青少年 18歳未満の者（法律により成年者と同一の<u>行為能力</u>を有する者を除く。）をいう。</p> <p>(2)～(5) [略]</p>
---	---

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第30号議案 要旨

加東市有害図書類及び有害玩具類等自動販売機設置の規制に関する条例の一部 改正（要旨）

1 改正理由

令和4年4月1日に施行された民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号。以下「改正法」という。）により男女ともに婚姻適齢及び成年年齢が18歳となり、婚姻により成年に達したとみなす成年擬制が廃止された。改正法の施行時に16歳以上18歳未満で婚姻していた女性は成年に達したとみなす経過措置及び改正法の施行時に16歳以上18歳未満の女性は引き続き婚姻をすることができ、それにより婚姻した女性は成年に達したものとみなす経過措置が改正法に規定されていたが、令和6年4月1日以後はこの経過措置が適用される女性が存在しなくなるため、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

- (1) 青少年の定義規定において、法律により成年に達したものとみなされる者を18歳未満の者から除く規定を削ること。（第2条関係）
- (2) 所要の文言整理を行うこと。（第2条関係）

3 施行期日 令和6年4月1日